

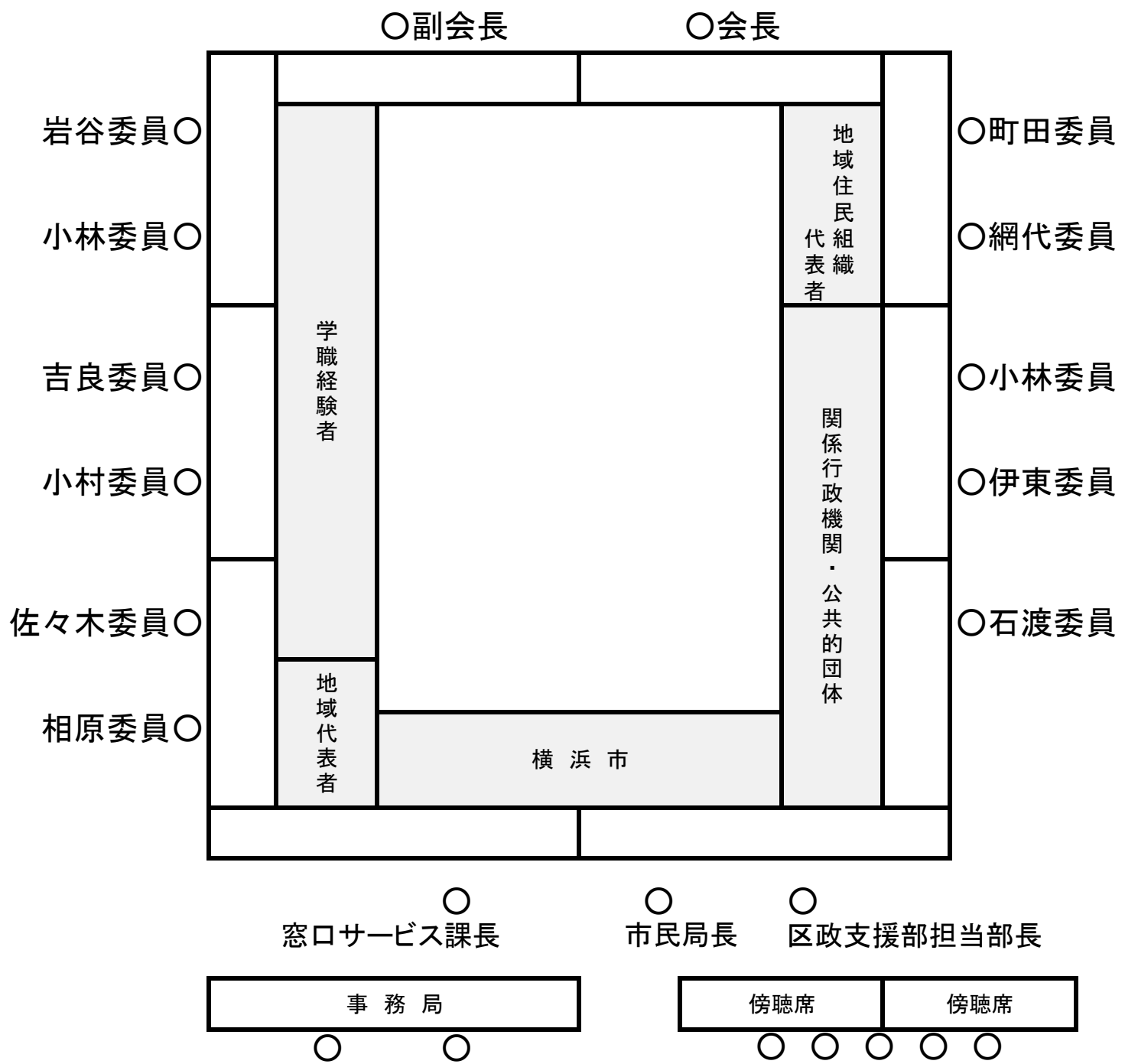
平成 29 年度 横浜市住居表示審議会

日時 平成 30 年 1 月 17 日 (水) 15 時から
場所 関内中央ビル 5 階 特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 市民局長あいさつ
- 3 委員・臨時委員の紹介
- 4 出席委員数の報告
- 5 議事
 - (1) 会長・副会長の選任
 - (2) 緑区中山町第一次地区における住居表示の実施について
- 6 閉会

平成29年度横浜市住居表示審議会 座席表



横浜市住居表示整備事業

緑区中山町 第一次地区における 住居表示の実施について

- | | | |
|-----------|----------|----------------------------|
| 資料 | 1 | 緑区中山町住居表示の概要 |
| 別紙 | 1 | 緑区中山町地区位置図 |
| 資料 | 2 | 緑区中山町第一次地区の概要 |
| 別紙 | 2 | 緑区中山町第一次地区位置図 |
| | 3 | 中山町エリア住所変更検討案内チラシ |
| | 4-1 | 緑区中山町地区住居表示実施に伴う新町名アンケート |
| | 4-2 | 住居表示実施に伴うアンケート結果について |
| | 5 | 緑区中山町住居表示検討委員会での検討経過 |
| | 6-1 | 緑区中山町の住居表示について地元説明会を開催について |
| | 6-2 | 緑区中山町住居表示実施案に係る地元説明について |

横浜市市民局窓口サービス課

緑区中山町住居表示の概要

1 中山町の住居表示の検討について

中山町は、全域が住居表示の対象区域となる市街化区域となっています。そのため、全域を実施対象として平成 28 年度から実施に向けた検討を開始しました。平成 30 年度から 31 年度までの 2 か年で実施する計画で検討を進めています。

(1) 中山町地区位置図

別紙 1 を参照

(2) 面積

1.007 km²

(3) 住民登録者数（平成 29 年 10 月末現在）

約 13,300 人（約 6,350 世帯）

2 選定理由

平成 28 年 1 月、新治中部地区連合自治会長、中山町区域内の各自治会長、中山商店街協同組合理事長の連名による、実施の要望書が提出されました。

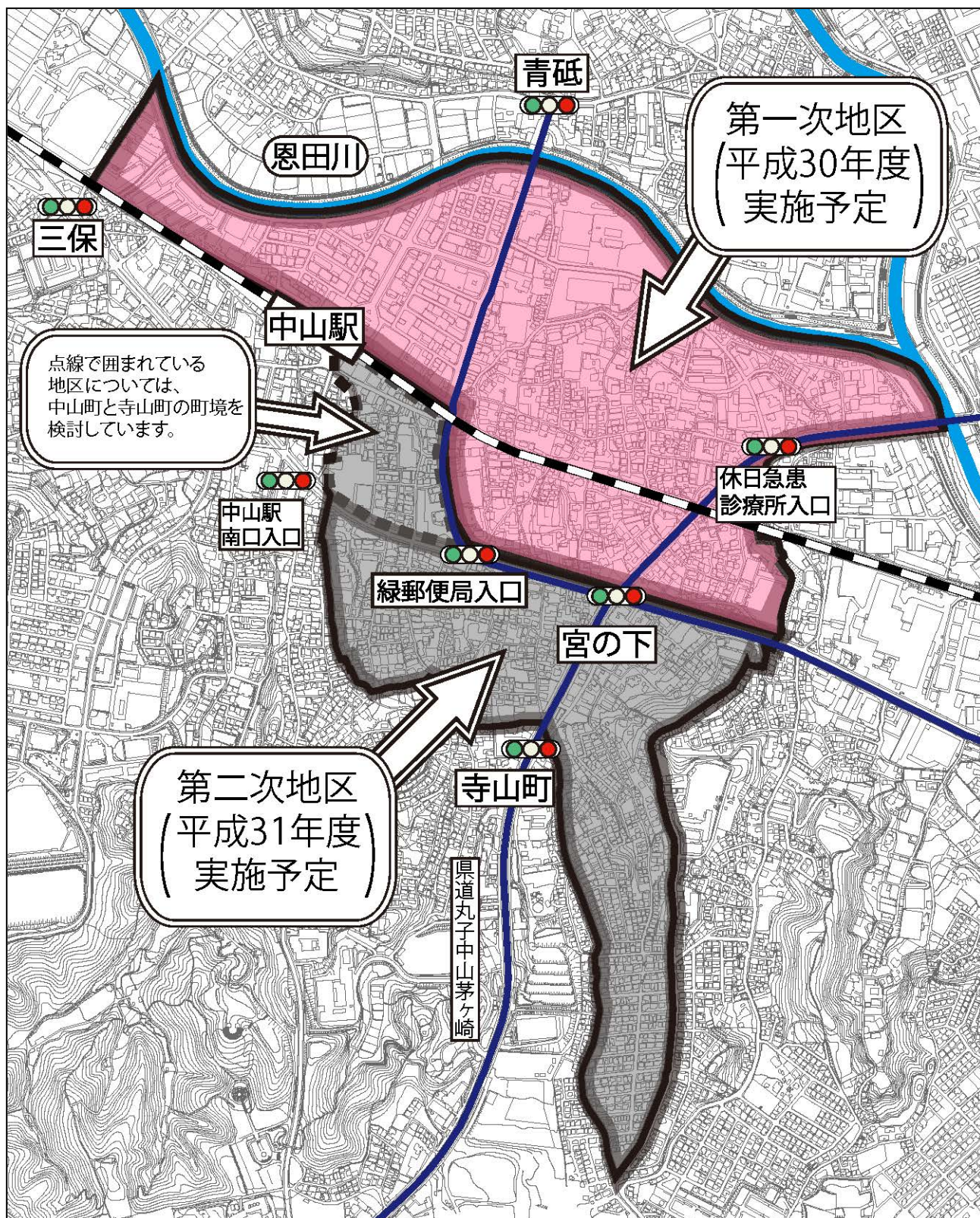
中山町は、宅地化が進み、商店等の事業所の増加したことにより、同番、飛番及び欠番が多いなど住所の混乱が著しいことが調査をしたことにより判明しました。住居表示実施の必要性が高い地域であると判断したため、実施予定地区として選定しました。

3 住居表示検討委員会の設置について

住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について、お住いの方のご意見を反映させるため、平成 28 年 9 月に地域の代表者を中心に構成される検討委員会を設置しました。

検討委員は、要望書を提出した新治中部地区連合自治会、中山町区域内の各自治会、中山商店街協同組合及び中山町に接する寺山町自治会、上山自治会の代表者のほか、地域の関係機関である、日本郵便株式会社緑郵便局長、横浜地方法務局青葉出張所長及び神奈川県警察緑警察署長の皆様で構成されています。

緑区中山町地区位置図



- ・町内に JR 横浜線、県道丸子中山茅ヶ崎線、県道青砥上星川線が通り、町の北端は恩田川に接している。
- ・町の南東部は丘陵に沿って住宅が広がり起伏の多い地形となっている。

緑区中山町第一次地区の概要

1 緑区中山町第一次地区について

(1) 位置

別紙2参照

(2) 対象面積及び世帯概数

面積 0.648km² 世帯概数 5,000世帯 (法人等を含む)

新町名案	面積	世帯概数
中山一丁目	0.190 km ²	2,000 世帯
中山二丁目	0.140 km ²	500 世帯
中山三丁目	0.186 km ²	1,300 世帯
中山四丁目	0.132 km ²	1,200 世帯
計	0.648 km ²	5,000 世帯

2 検討経過について

検討を開始するに当たり、検討開始の周知をするため、住民の方に対し、住居表示検討開始チラシを平成28年11月に配付しました。(別紙3参照)

その後、新町界・新町名案については、緑区中山町住居表示検討委員会で平成28年9月から平成29年9月まで計11回の検討を重ね、決定しました。

(1) 新町界案について (別紙2参照)

横浜市住居表示整備要綱(関連法令7)の第3 住居表示整備実績基準に基づき、恒久的でわかりやすい道路を町界とする4つの町としました。

(2) 新町名案について

平成29年6～7月、中山町全域(町境を検討している寺山町の一部を含む)に新町名アンケートを実施しました。(別紙4-1)

アンケートの結果(別紙4-2)を参考に、

- ①簡明な名称でわかりやすい
- ②すでに住居表示を実施した隣接の上山一丁目～三丁目(旧町名:上山町)と同様の町名変更手法であり、旧町名が中山町であることの類推が容易である

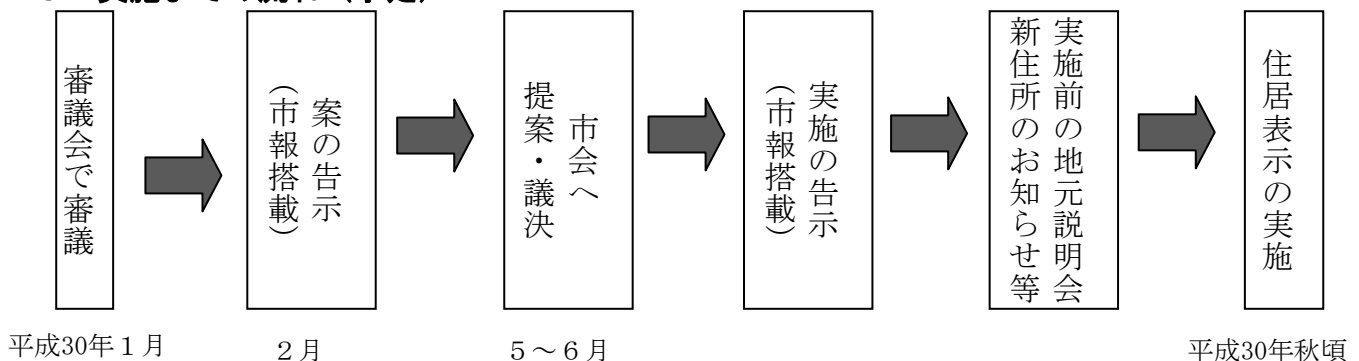
という理由から、「中山〇丁目」としました。

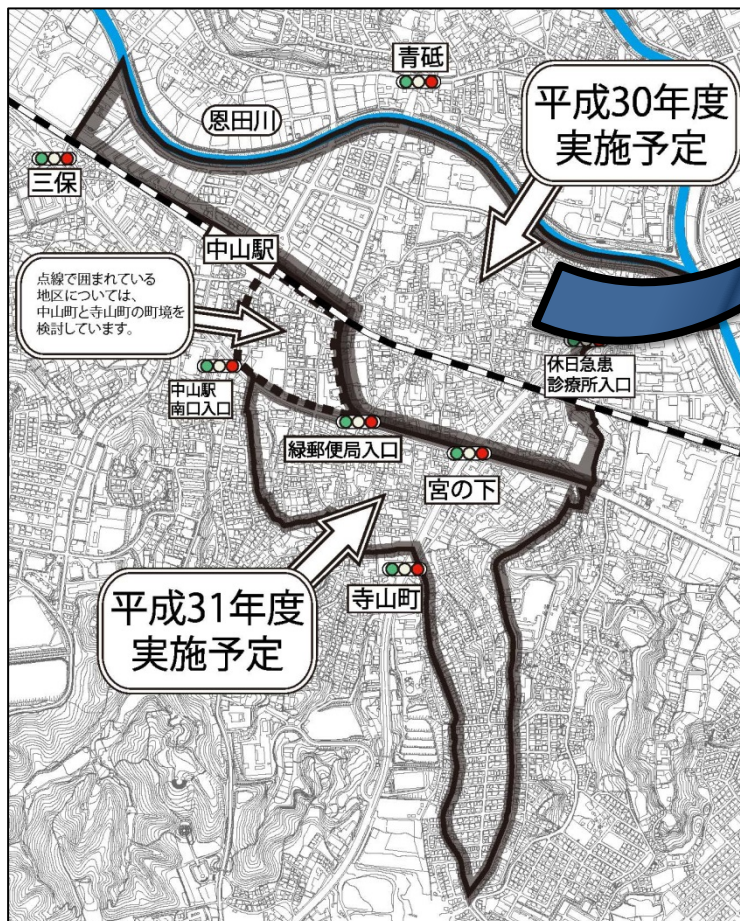
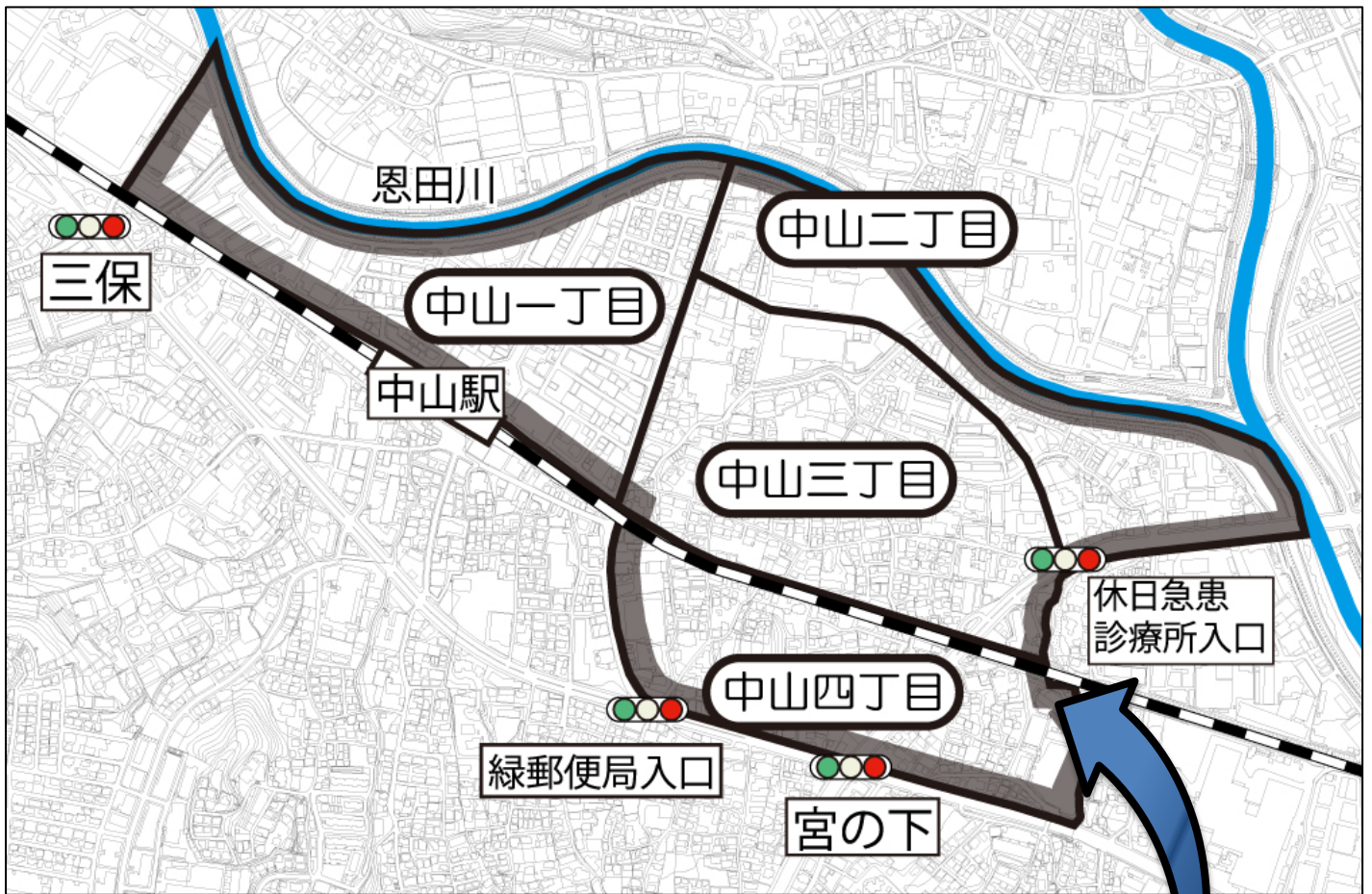
また、「丁目」の順番については、北から南に向かい、一丁目から四丁目を配置し、一筆書きで町をたどれるようにしました。

(3) これまでの検討経過について

別紙5参照

3 実施までの流れ(予定)





中山町エリアで 住所変更を検討中です



緑区キャラクター ミドリ

緑区中山町には「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」など、住所が混乱している地域があります。そこで、新しい町名・住所に変更し、住所の混乱を解消する事業「住居表示」の実施に向けた検討を開始しました。

●「住居表示」とは？

住所の混乱を解消するため、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物1軒1軒に付けた番号で住所を表示する」という、市街地で実施している事業です。

また、住居表示の実施に合わせ、町名も新しくなります。

中山町の近隣では、上山町(現：上山一～三丁目)で住居表示を実施しています。

●いつ住所が変わるの？

最短で平成30年秋頃の見込みです。

ただし、検討状況により、これより遅くなる場合や、住居表示を実施しない可能性もあります。

●どのように住所が変わるの？

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目)●●番●●号



●どこの住所が変わるの？

中山町全域での住居表示を検討しています。

ただし、原則として公道等の恒久的な施設を町の境界とするため、中山町に隣接する町の一部を含めて実施する可能性があります。具体的な実施エリアは、地域の皆様の御意見をお伺いしながら検討していきます。

●住居表示のメリットは？

住所の特定が容易になり、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

建物に住所を付ける制度ですので、相続や売買に伴う分合筆によって土地の番号が変わっても、再び住所が混乱することはありません。

●住所変更手続が必要？

住民票等の区役所が所管している公簿類や、東京電力、東京ガス等の公共サービスについては、自動的に書き換わります。郵便も1年間は旧住所で届きます。

ただし、不動産・法人登記や運転免許証、銀行など、ご自身で住所変更していただく必要がある手続もあります。

●誰が検討しているの？

新しい町の境界や町名等を検討するため、地域の代表者等で構成される「緑区中山町住居表示検討委員会」が平成28年9月に設置されました。

検討内容は、横浜市ウェブサイトに掲載するほか、町内会の回覧やチラシの配付により、地域の皆様にお知らせします。

●問合せ

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当 (緑区中山町住居表示検討委員会事務局)

TEL : 045-671-2320 FAX : 045-664-5295

Eメール : sh-juukyo@city.yokohama.jp

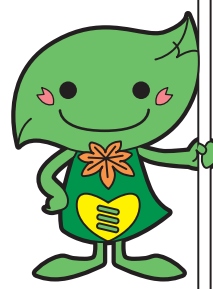
横浜市 住居表示

検索

※このチラシは、中山町全域及び周辺の一部地域に配付しています。

緑区中山町地区住居表示実施に伴う 新町名アンケート

(回答締切：平成29年7月14日(金)必着)



緑区中山町地区では「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」などの住所の混乱を解消するための事業「住居表示」の実施について、検討を進めています。

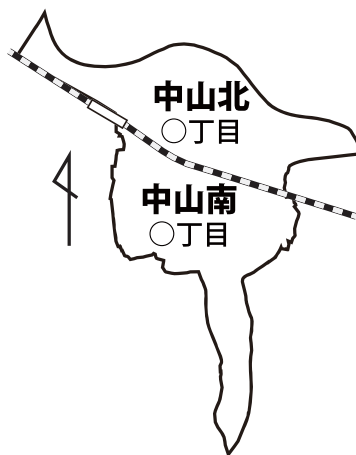
住居表示を実施すると町名が新しくなります。そこで、新しい町名について、地域にお住まいの皆様のご意見を伺いたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

【案 1】中山町地区全体を「中山○丁目」とする



- 町名が簡明でわかりやすい
- △ 「中山」いう町名は他市町村にも多数あるため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索に手間がかかる

【案 2】JR 横浜線の北側を「中山北○丁目」南側を「中山南○丁目」とする



- 南北に分けることで場所のイメージが掴みやすく、住所を特定しやすくなる
- △ 「南」「北」を付け忘れると住所を特定できない

【回答方法】郵便はがき(切手不要)

下部の返信はがきを点線で切り取り、回答を記入し、郵便ポストに投函してください。(切手不要)
※回答は1世帯あたり1回です。

住居表示実施に伴う新町名アンケート 回答

ふさわしいと考える案に○をつけてください。

回答締切：平成29年7月14日(金) 必着

案 1

中山町地区全体を中山○丁目とする案に賛成

案 2

JR 横浜線の北側を中山北○丁目、南側を中山南○丁目とする案に賛成

案 1、案 2 以外の町名案や、住居表示についてご意見等があれば、自由に記入してください。

ご意見等は、インターネットでも受け付けています。

ただし**新町名案については、必ず左の郵便はがきで回答を、**お願いします。

※インターネットでの町名回答は無効とします。

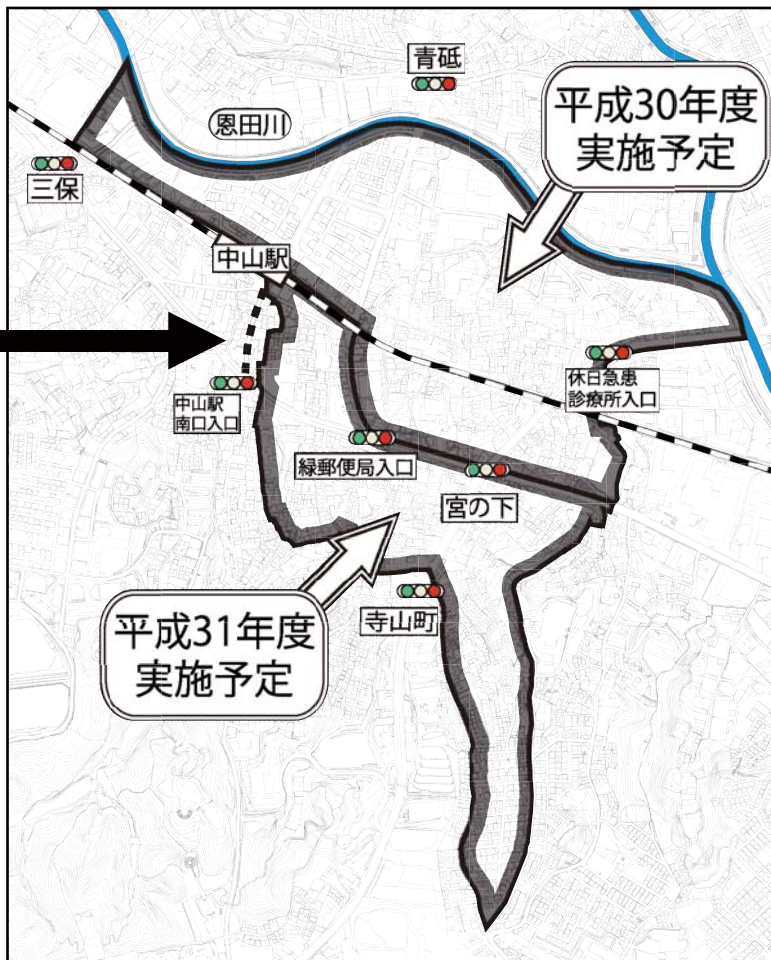
※お寄せいただいたご意見等に個別の回答は出来かねますが、住居表示検討委員会で報告させていただきます。

横浜市 住居表示 検索

裏面あり

<お住まいの町に○をつけてください> 中山町 ・ 寺山町

【中山町地区 区域図】



●緑区中山町地区における 住居表示実施検討区域

(アンケート用紙配付範囲)

●中山町の全域

右図のグレーで囲まれた範囲

●寺山町の一部

右図の点線で囲まれた範囲

※町境を恒久的な道路に合わせるよう整理し、住所をわかりやすくすることを目的として、寺山町の一部も中山町地区と併せて住居表示実施対象に含めるかどうか、検討しています。

●住居表示の概要について

●メリット

同番地や飛び番地の住所を整理することで住所の特定が容易になるため、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

●住所の変わり方

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目)●番●号

●住居表示の実施時期

平成30年又は平成31年秋頃に実施予定

(中山町地区を2回に分けて実施します)

●新町名の考え方

「横浜市住居表示整備要綱」では、

- ・歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの
- ・全市を通じて同一町名、類似町名は避けると規定されています。

緑区中山町住居表示検討委員会では、由緒ある「中山」を新町名に用いることが望ましいという意見にまとまりました。

●その他検討経過等

住居表示の検討経過や今後のスケジュールについては、インターネットで順次公開しています。

横浜市 住居表示

検索

【ご意見・お問合せ】

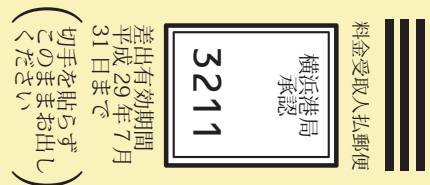
横浜市市民局窓口サービス課
住居表示担当
(緑区中山町住居表示
検討委員会事務局)

TEL:045-671-2320

FAX:045-664-5295

Eメール:

sh-juukyo@city.yokohama.jp



横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所

市民局窓口サービス課

住居表示担当 行

郵便はがき
2318790

017

緑区中山町地区住居表示実施に伴う

新町名アンケート実施結果について

1 アンケートの実施目的

住居表示を実施する際に町名が新しくなることから、地域にお住まいの方の御意見を反映するために実施しました。

2 町名候補について

住居表示検討委員会で、「横浜市住居表示整備要綱」の町名設定基準を考慮しつつ検討をした結果、下記の案1・案2を候補として、中山町全域（町境を検討している寺山町の一部を含む）の方へアンケートを行いました。

また、下記の案1・案2以外に案がある場合やその他の御意見がある場合は、御記入いただけるように、自由記入欄を設けました。

【案1】 中山町地域全体を「中山〇丁目」とする案



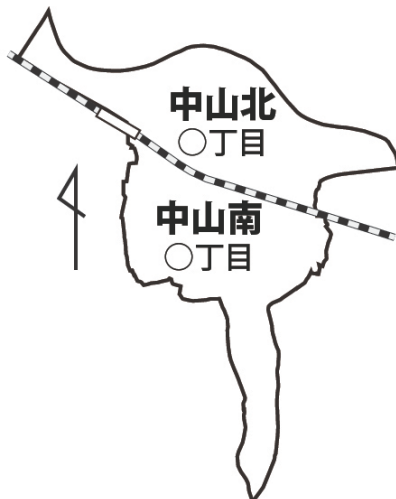
○メリット

町名が簡明で分かりやすい

○デメリット

「中山」という町名は他市町村にも多数あるため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索に手間がかかる

【案2】 JR 横浜線の北側を「中山北〇丁目」、南側を「中山南〇丁目」とする案



○メリット

南北に分けることで場所のイメージがつかみやすい、住所を特定しやすくなる

○デメリット

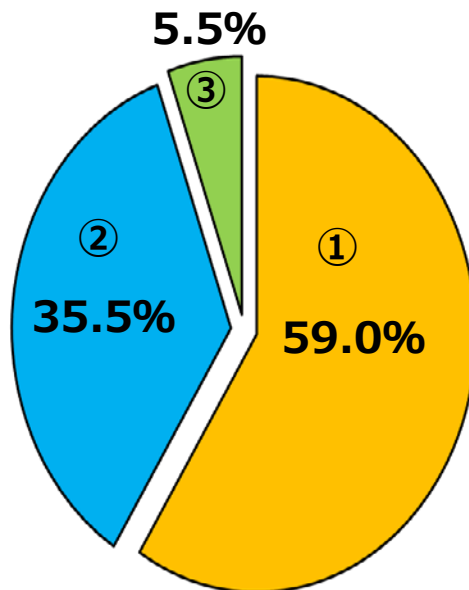
「南」、「北」を付け忘れると住所を特定できない

3 アンケート集計結果について

- ・アンケート実施期間 平成 29 年 6 月 27 日～平成 29 年 7 月 14 日
- ・回答率 **24.9%** (配付数 : 6, 107 枚、回答枚数 : 1, 519 枚)

		回答数	割合
①	【案 1】 中山町地域全体を「中山〇丁目」とする案	896	59.0%
②	【案 2】 JR 横浜線の北側を「中山北〇丁目」、 南側を「中山南〇丁目」とする案	540	35.5%
③	その他 (自由記入欄に記載された町名案) ※	83	5.5%
	計	1, 519	100%

※「中山町〇丁目」、「北中山〇丁目 南中山〇丁目」などのご提案がありました。



緑区中山町住居表示検討委員会での検討経過

実施月	内容
平成 28 年9月	第1回住居表示検討委員会 (緑区中山町における住居表示実施に向けた検討の開始) (中山町住居表示検討開始に係るチラシについて①)
10月	第2回住居表示検討委員会 (新町区域案の検討について) (中山町住居表示検討開始に係るチラシについて②)
11月	第3回住居表示検討委員会 (新町区域検討に係る現地調査の実施①) (現地調査実施に伴う新町区域案の検討について①) (中山町住居表示検討開始に係るチラシについて③)
11月下旬	緑区中山町住居表示検討開始に係るチラシの配付 (中山町全域及び寺山町の一部を対象) 【参考：別紙3 中山町エリア住所変更検討案内チラシ】
12月	第4回住居表示検討委員会 (新町区域検討に係る現地調査の実施②) (現地調査実施に伴う新町区域案の検討について②) (地域住民からの意見について)
平成29年 1月	第5回住居表示検討委員会 (新町区域・新町名案の検討①)
2月	第6回住居表示検討委員会 (新町区域の町割り案の決定)
3月	第7回住居表示検討委員会 (新町名に関するアンケートの内容検討①)
5月	第8回住居表示検討委員会 (新町名に関するアンケートの内容検討②)
6月	第9回住居表示検討委員会 (住居表示実施案に関する説明会について)
6～7月	新町名に関するアンケートの実施 (中山町全域及び寺山町の一部を対象) 【参考：別紙4-1 緑区中山町地区住居表示実施に伴う新町名アンケート 別紙4-2 住居表示実施に伴うアンケート結果について】
8月	第10回住居表示検討委員会 (新町名案・新町区域案の検討②)
9月	第11回住居表示検討委員会 (第一次地区新町名・新町区域案の決定)
10月	住居表示概要資料及び説明会開催案内チラシ配付 (中山町全域及び寺山町の一部を対象) 【参考：別紙6-1 緑区中山町の住居表示について地元説明会を開催について】
11月	地元説明会 (中山町全域及び寺山町の一部を対象、計6回開催) 【参考：別紙6-2 緑区中山町住居表示実施案に係る地元説明について】

緑区中山町の住居表示について 地元説明会を開催します

別紙 6-1

横浜市では、住所が混乱している地域につきまして、新しい町名と住所を設定し、混乱を解消する「住居表示整備事業」の実施を予定しています。

皆様がお住まいの中山町地区におきましては、平成 30 年秋頃に第一次地区、平成 31 年秋頃に第二次地区と、二回に分けて住居表示を実施する予定で準備を進めています。(第一次地区、第二次地区のエリアは、裏面の図「緑区中山町住居表示 新町区域案」を御覧ください。)

今回、「緑区中山町住居表示検討委員会」において新町の設定区域、町の名称の案がまとまりましたので、新町名案を含め、住居表示に関する説明会を次のとおり開催いたします。

お手数ですが、いずれか御都合のよろしい日に御参加いただきますようお願いいたします。

- | | |
|-----|---------------------------|
| ■内容 | (1) 住居表示制度について |
| | (2) 新町区域・新町名案について |
| | (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について |

1 説明の対象エリア

中山町全域及び寺山町の一部（このチラシが届いた方が、説明の対象となります。）

2 会場・日時

(1) 開催会場

緑公会堂 講堂（緑区寺山町 118 番地）

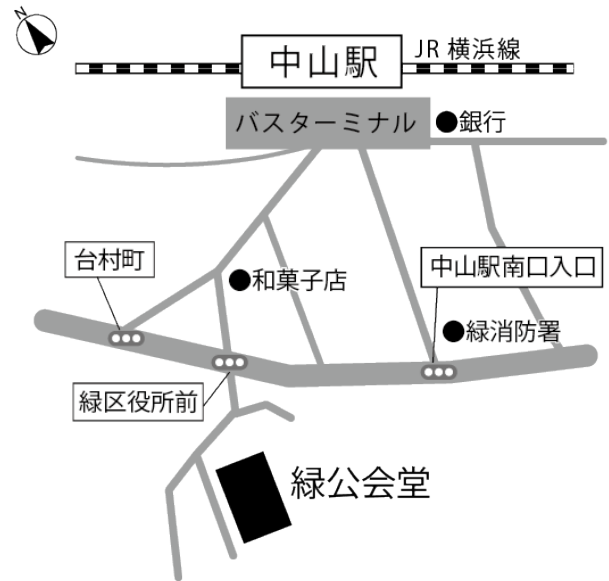
※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。

※ 各回定員になりましたら、お手数ですが他の開催回に御参加ください。

※ 会場への自動車や自転車での御来場は、お控えください。

(2) 開催日時（各回の内容は同じです。）

①	平成 29 年 11 月 18 日（土）	10 時から	各回 定員 508名
②	平成 29 年 11 月 18 日（土）	14 時から	
③	平成 29 年 11 月 21 日（火）	19 時から	
④	平成 29 年 11 月 26 日（日）	10 時から	
⑤	平成 29 年 11 月 26 日（日）	14 時から	
⑥	平成 29 年 11 月 29 日（水）	19 時から	



【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL : 045 (671) 2320 FAX : 045 (664) 5295
E-mail : sh-juukyo@city.yokohama.jp

中山町（第一次地区・第二次地区）の住居表示について

1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由から分かりにくくなっている場合に、規則的につけた「街区番号」及び「住居番号」により、建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区のうち、第一次地区は、平成 30 年秋頃の住居表示実施を予定しています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 緑区 中山町 ○○○○番地○

実施後：横浜市 緑区 中山○丁目 ○○番 ○号
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について

平成 29 年夏に実施したアンケート結果を参考に、緑区中山町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、「**中山○丁目**」を新町名案としました。

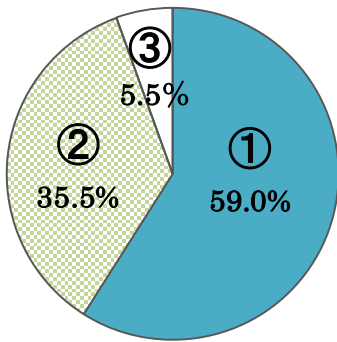
新町名案選択理由：簡明な名称で分かりやすく、既に住居表示を実施した隣接の上山一、二、三丁目（旧町名：上山町）と同様の町名変更手法であり、旧町名が中山町であることの類推が容易である。

●アンケート概要

実施期間：平成 29 年 6 月 27 日（火）～平成 29 年 7 月 14 日（金）

回答率：24.9%（配付数 6,107 枚、回収数 1,519 枚）

《アンケート結果》 アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。



①	中山町地区全体を「中山○丁目」とする案	896
②	JR横浜線の北側を「中山北○丁目」、南側を「中山南○丁目」とする案	540
③	その他	83
	計	1,519

3 住居表示実施に伴う新しい住所について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約 1 か月前に「住居表示変更通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所の変更手続について

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法律の規定により皆様に手続をお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

5 郵便について

(1) 住居表示実施後は、住所とあわせて郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後少なくとも 1 年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

1 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで変更手続きを行いますので、住民の皆様での手続きは不要です。

1	住民票、戸籍、印鑑登録、区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
2	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は書換えを行いますので、住居表示実施後に、緑区役所保険年金課までお持ちください。
3	郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
4	横浜市立の小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出
5	電子証明書（公的個人認証サービス）
6	パスポート（ご自身で書換え）
7	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされている方
8	125cc以下の二輪車

2 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、ご自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「住居表示変更通知書」（住所変更手続き用）や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」（本籍変更手続き用）をご利用ください。また、「住居表示変更通知書」が不足した場合などは、実施日以降に緑区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

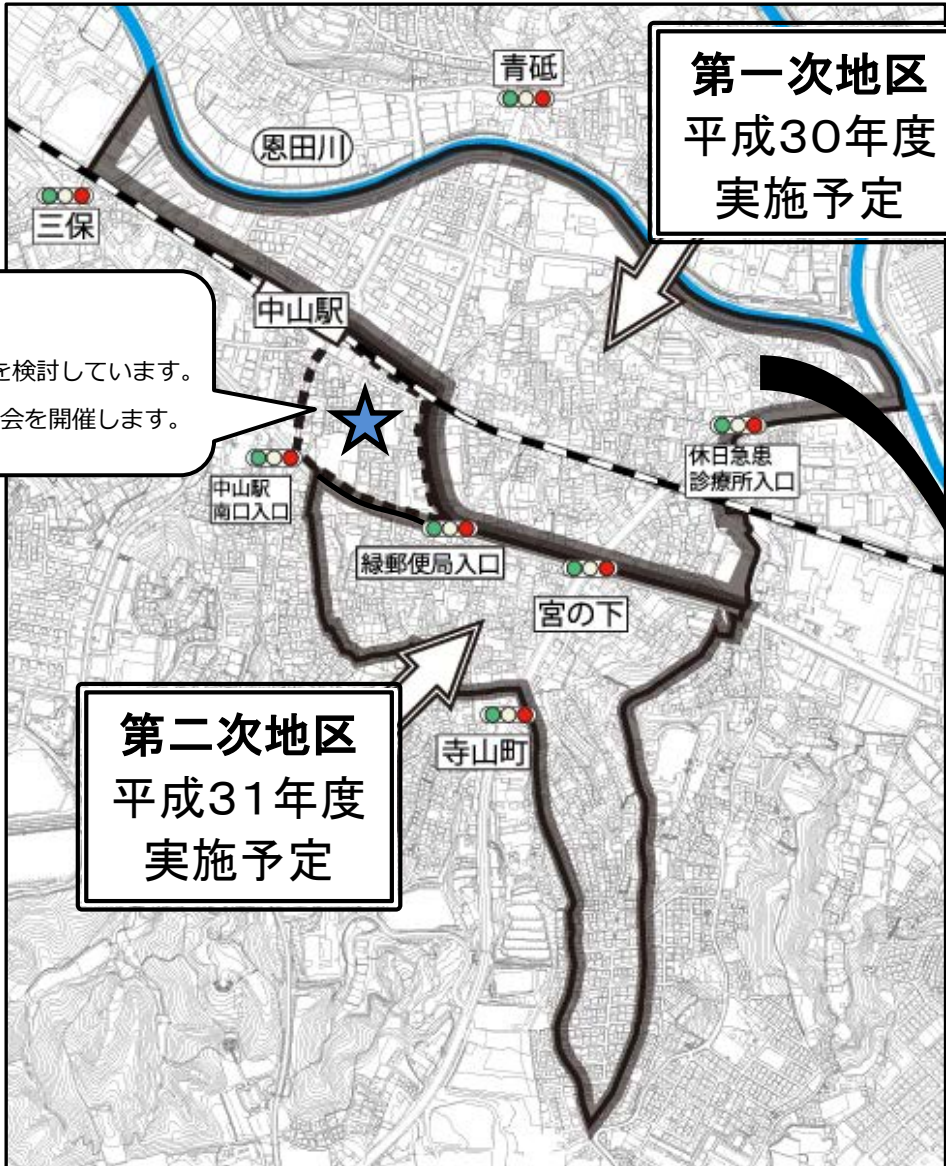
1	不動産登記簿 登記簿の表題部（不動産の所在）は、法務局が新町名に変更しますので、手続きは必要ありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合の法人登記簿 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証ほか各種免許・許可証
4	自動車、軽自動車、250ccを超える二輪車の検査証、125ccを超え250cc以下の二輪車の届出済証
5	金融機関、保険会社、携帯電話会社などと取引や契約があり、住所変更が必要なもの
6	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続きが必要）
7	マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）
8	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされていない方
9	会社・官庁等にお勤めの方の勤務先への届出 ※国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更がある場合、同様の手続き
10	横浜市立でない小学校、中学校、保育園及び幼稚園に通っている方の学校への届出

3 住所の変更を知人などにお知らせするために

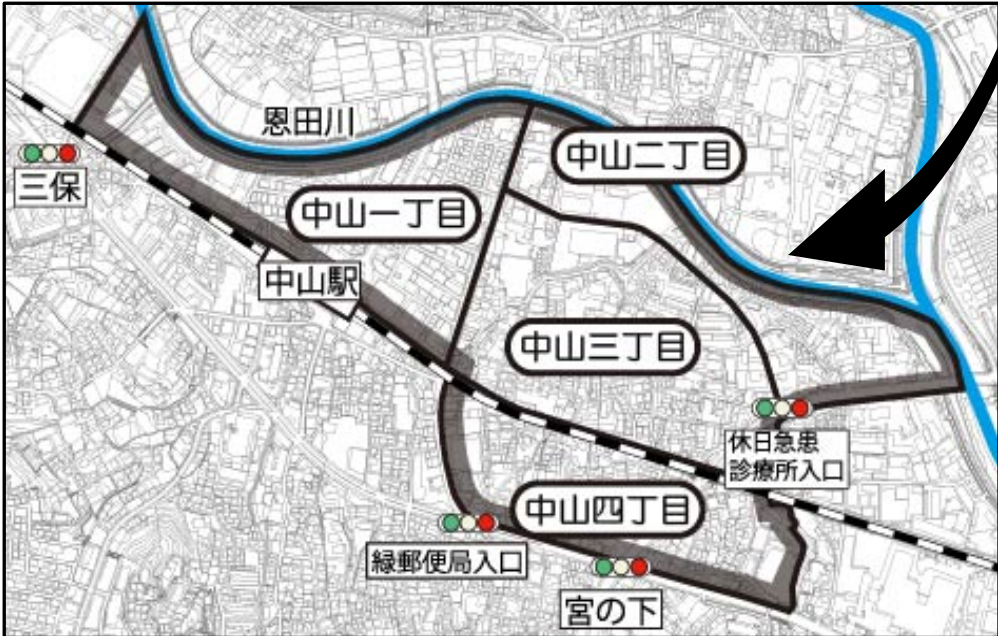
住所変更のお知らせができる、送料無料のハガキをお届けする予定です。

住所等の変更手続きについては、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

緑区中山町住居表示 新町区域案



第一次地区 新町名案



緑区中山町住居表示実施に係る地元説明会について

1 対象者

- ・緑区中山町全域及び寺山町の一部の住民（法人等を含む） 約 7,600 世帯
- ・中山町全域の実施案がまとまりましたので、参加対象者を中山町全域としました。

2 説明会概要

(1) 概要説明資料の配付

平成 29 年 10 月 16 日～18 日に、地元説明会に関する案内及び住居表示の概要に関する資料を配付しました。

(2) 実施案に関する地元説明会について

平成 29 年 11 月に計 6 回、説明会を開催し、新町界・新町名案等について説明を行いました。

ア 開催日時等

開催日時	開催場所	来場者数
平成 29 年 11 月 18 日（土） 10 時～	緑公会堂 （講堂）	79 名
平成 29 年 11 月 18 日（土） 14 時～		47 名
平成 29 年 11 月 21 日（火） 19 時～		25 名
平成 29 年 11 月 26 日（日） 10 時～		68 名
平成 29 年 11 月 26 日（日） 14 時～		39 名
平成 29 年 11 月 29 日（水） 19 時～		26 名
計		284 名

イ 説明事項

(ア) 住居表示制度について

- ・住所の表し方の違い
- ・住所の付け方

(イ) 中山町で住居表示を実施する理由について

(ウ) 実施案について

- ・町区域案を決定した経緯
- ・町名案を決定した経緯

(エ) 手続きについて

- ・手続きが不要なもの・必要なもの

【参考】平成 29 年度実施地区実績（泉区和泉町第六次地区案の説明会来場者数）

開催日時	開催場所	来場者数
平成 28 年 11 月 17 日（木） 19 時～	泉公会堂	104 名
平成 28 年 11 月 19 日（土） 10 時～	泉区役所	84 名
平成 28 年 11 月 22 日（火） 19 時～	泉公会堂	34 名
平成 28 年 11 月 27 日（日） 10 時～	泉公会堂	79 名
計		301 名